

公益社団法人被害者支援センターやまなし 支援活動に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者支援センターやまなし（以下「本法人」という。）の定款第3条の目的を達成するために行う活動（以下「支援活動」という。）に関する必要な事項を定める。

2 本規程に定めのないものは犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(支援活動)

第2条 本法人の支援活動は、次のとおりとする。

- (1) 電話相談活動
- (2) 面接相談活動
- (3) 直接的支援活動
- (4) 自助グループ支援活動
- (5) 犯罪被害者等給付金申請補助活動
- (6) その他関連活動

2 本法人の行う支援活動は、無償とする。

(支援活動の対象)

第3条 本活動の対象は、原則として山梨県内に居住する被害者等（以下「支援対象者」という。）とする。ただし、山梨県外に居住する被害者等から支援の要請を受けた場合は、この限りでない。

2 本活動に当たっては、支援対象者が未成年者の場合は、保護者又は保護者に代わるべき者の同意を得て行うものとする。

(支援活動の責任者)

第4条 支援活動を円滑に推進するために、本法人に総括責任者及び支援活動責任者を置く。

- 2 総括責任者は、支援事業全般にわたる運営及び管理の総括的な責任者とし、支援活動責任者は支援事業の運営及び管理に関する第一次的責任者とする。
- 3 理事長は、理事会の承認を経て、本法人の定款第19条第1項に定める理事の中から1名を総括責任者に、本法人の組織及び業務に関する規程第5条第5項に定める支援局長及びやまなし性暴力サポートセンター長を支援活動責任者にそれぞれ任命し、支援活動に当たらせるものとする。
- 4 総括責任者及び支援活動責任者は、第10条に定める犯罪被害相談員の資格を有しなければならない。
- 5 総括責任者及び支援活動責任者が第9条各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の承認を得て、解任することができる。
- 6 定款第39条の2の4項に定める、支援統括コーディネーターは、本団体の支援活動全般において助言や意見を述べるものとする。

(支援員の要件)

第5条 支援活動に従事する者（以下「支援員」という。）は、次の第1号から第5号までのすべての要件を満たし、かつ、第6号に掲げる要件のうち、いずれか一の要件を満たしていなければならない。

- (1) 本法人の役員又は職員であって、年齢25歳以上の者
- (2) 人格及び行動について、社会的信望を有する者
- (3) 職務遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する者
- (4) 生活が安定している者
- (5) 健康で活動力を有する者
- (6) その他の要件

ア 本法人の支援員の選考等に関する規程第7条に規定する養成研修を受講し、修了証の交付を受けた者

イ 前記アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ 弁護士、医師、臨床心理士等で被害者支援について識見を有する者

(支援員の指名及び任期等)

第6条 理事長は、前条に規定する支援員を指名するときは、指名書（第1号様式）を交付する

とともに、支援員名簿（様式第2号）に登録するものとする。

2 支援員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

（支援員の職務）

第7条 支援員は、第2条に定められた支援活動のほか、本法人の行う事業に自主的に参加するものとする。

2 支援員は、本法人が行う研修等に参加し、必要な知識・技能の修得に努めるものとする。

（身分を示す証票）

第8条 理事長は、支援員のうち、第10条に定める犯罪被害相談員、第28条に定める直接支援員及び第34条に定める申請補助員に対し、その身分を示す証票（第3号様式）を交付するものとする。この場合において、理事長は、証票管理簿（第4号様式）を作成し、交付状況を明らかにするものとする。

2 前項の支援員は、支援活動に従事するに当たっては、証票を常時携帯し、関係者から請求があったときは、速やかにこれを提示するとともに、適正な取扱いに努めなければならない。

3 支援員は、証票を亡失又は紛失したときは、速やかに理事長に届け出るとともに、証票再交付申請書（第5号様式）により再交付申請を行わなければならない。

4 支援員の身分を失ったとき、又は前項の規定により再交付を受けた後に当該証票を発見したときは、証票を速やかに理事長に返納しなければならない。

5 支援員は、証票を他人に貸与してはならない。

6 総括責任者は、証票を発行し、又は返納されたときは、証票管理簿により、適正な管理に努めなければならない。

（支援員の解任）

第9条 支援員が次の各号のいずれかに該当するとき、理事長は、総括責任者及び支援活動責任者との協議により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 支援員として、ふさわしくない非行のあったとき。

(4) 規則第4条第3号及び本規程第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(犯罪被害相談員)

第10条 役員又は職員のうち、次に掲げる要件を満たす者の中から理事長が任命した者を犯罪被害相談員とする。

- (1) 法第2条第4項に規定する犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (2) 犯罪被害者等早期援助団体において、犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (3) 犯罪被害等に関する相談に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(支援員に対する指導及び助言)

第11条 総括責任者及び支援活動責任者は、スーパーバイザーを運用することができる。

- 2 スーパーバイザーは、支援員に対し、業務上必要とされる知識及び技能の維持向上を図るための指導及び助言並びにメンタルケアを行うこととする。

(他機関への支援の引継)

第12条 支援員は、支援活動の過程において、支援対象者が他の機関(団体)の支援を受けることが適当と認めるときは、支援対象者の同意を得、更に支援活動責任者及び総括責任者の承認を得て、当該機関(団体)に援助の要請を行うものとする。

- 2 上記の措置を執る場合、支援活動責任者は、当該機関(団体)との調整に当たるものとする。

(支援活動の終了)

第13条 支援対象者が支援活動の継続を希望するときは、原則として継続して行うものとする。

- 2 支援対象者が支援活動の継続を希望しないとき、又は支援員が支援活動を継続して行う必要がないと認めるときは、支援対象者の同意を得た上で、支援活動責任者及び総括責任者の承認を得て、支援活動を終了することができる。

(支援活動の不提供)

第14条 支援対象者が、次のいずれかに該当するときは、総括責任者の承認を得て支援活動を行わないものとする。

- (1) 集団又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (2) 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪を誘発する行為があったとき。
- (3) 当該犯罪を認容する行為があったとき。
- (4) 支援対象者又はその関係者の素行、言動等により被疑者等への報復の可能性が認められるとき。
- (5) その他犯罪行為を行うなど、支援活動を行うことが適切でない認められるとき。

(苦情等の措置)

第15条 支援活動に関して、支援対象者その他関係者から苦情の申出があった場合にこれを受理した者は、速やかに総括責任者に報告するものとする。

- 2 総括責任者は、苦情の内容、原因及び講じた措置を苦情処理簿（第6号様式）に記載の上、理事長に報告するものとする。
- 3 総括責任者は、必要に応じて職員に対する啓発及び教育を行うものとする。
- 4 理事長は、苦情の内容、原因及び講じた措置について、必要に応じて警察本部長等に届け出るものとする。ただし、苦情内容が事実に基づかない場合は、届出を要しない。

第2章 電話相談活動

(定義)

第16条 電話相談活動とは、本法人の相談専用電話により、支援対象者からの相談に応じる活動をいう。

(電話相談日)

第17条 電話相談を行う日時は、原則として、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までとする。

ただし、やまなし性暴力被害者サポートセンターの電話相談時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 電話相談日の変更は、理事会の議決を得て行う。

(相談専用電話)

第18条 電話相談活動は、次の専用電話を使用して行う。

専用電話番号 市外局番055 228局8622番

及びやまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぼももこ」

専用電話番号 市外局番055 222局5562番

短縮ダイヤル #8891番

(電話相談を行う者)

第19条 電話相談活動を行う者は、犯罪被害相談員とする。ただし、総括責任者は、支援員を犯罪被害相談員の補助に当たらせることができるものとする。

(電話相談要領)

第20条 犯罪被害相談員は、相談受理の都度、相談カード(第7号様式)及びやまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぼももこ」(支援マニュアル(資料3))に相談内容、対応、措置、処理結果等を記録し、受理番号を付与するとともに、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告の上、本法人の情報管理規程の定めるところにより、適正に関係資料等を保管しなければならない。

- 2 犯罪被害相談員は、相談内容に関し他の犯罪被害相談員に引き継ぐ必要がある場合には、その旨を相談カードに記録し、確実な引継ぎを行わなければならない。
- 3 犯罪被害相談員は、相談に当たっては、親切かつ丁寧な対応に努めなければならない。

第3章 面接相談活動

(定義)

第21条 面接相談活動とは、支援対象者と直接面接の上、相談に応じる活動をいう。

(面接相談日)

第22条 面接相談は予約制とし、その日時は第17条の規定を準用する。

(面接相談を行う者)

第23条 面接相談活動を行う者は、犯罪被害相談員とする。ただし、総括責任者は、支援員を犯罪被害相談員の補助に当たらせることができるものとする。

(面接相談場所)

第24条 面接相談は、原則として本法人が所在する施設内の面接相談室において実施する。た

だし、当該相談室において実施することが適当でない場合は、支援活動責任者の指示により面接場所を変更することができる。この場合、原則として補助者を同行させるものとする。

2 前項により、面接場所の使用料等の経費が生じたときは、本法人が負担する。

(面接相談の要領)

第25条 支援員は、支援対象者又は支援対象者の依頼を受けた者（以下「支援要請者」という。）からの面接相談の要請を受理した場合は、速やかに相談カードを作成し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。

また、警察及び関係機関、団体等から犯罪被害等に関する面接相談の要請を受理した場合においても相談カードを作成するものとする。

なお、電話相談から面接相談に移行する場合にあっては、当該電話相談に使用した相談カードを活用するものとする。

2 前項の報告を受理した支援活動責任者は、速やかに犯罪被害相談員を指名するものとする。

3 犯罪被害相談員は、面接相談を実施したときは、その都度、相談カードに相談内容、対応、措置、処理結果等を記録し、支援活動責任者を通じ総括責任者に報告の上、本法人の情報管理規程の定めるところにより、適正に関係資料等を保管しなければならない。

4 犯罪被害相談員は、相談内容に関し、他の犯罪被害相談員に引き継ぐ必要がある場合には、その旨を相談カードに記録し、確実な引継ぎを行わなければならない。

5 犯罪被害相談員は、相談に当たっては、親切かつ丁寧な対応に努めなければならない。

第4章 直接的支援活動

(定義)

第26条 直接的支援活動とは、被害直後の早い時期に支援要請者の要請により、日常生活の支援及び病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添いを行うとともに、時間の経過とともに生じるさまざまなニーズに対応し、支援対象者の抱える問題又は精神的苦悩を軽減し、立ち直りに寄与する活動をいう。

(直接的支援活動の区域)

第27条 直接的支援活動の区域は、山梨県内とする。ただし、総括責任者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(犯罪被害者直接支援員)

第28条 直接的支援活動を行う者を犯罪被害者直接支援員（以下「直接支援員」という。）という。

2 直接支援員は、支援員とする。

(直接的支援活動の日時・場所)

第29条 直接的支援活動は、支援対象者の希望に配慮し、適切な日時・場所及び方法で行う。

(直接的支援活動実施要領)

第30条 支援員は、支援要請者から直接的支援活動の要請を受理したときは、直接的支援活動受理票（第8号様式）を作成し、支援活動責任者を通じ、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受理した総括責任者は、速やかに支援の可否を決定しなければならない。

3 前項により支援活動を行う場合、支援活動責任者は直接支援員を指名するものとする。

4 支援活動責任者は、継続して支援を行う場合は、同一の支援員に担当させるよう努めるものとする。

5 支援活動責任者は、施設以外の場所で支援員が直接支援活動に当たる場合は、2人以上の複数（原則として1人は犯罪被害相談員とする。）で行わせ、安全の確保に配慮するものとする。

6 支援員は、直接支援活動の都度、速やかに直接的支援活動処理票（第9号様式）により活動の状況について支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。

7 支援員は、直接支援活動に当たっては、親切、丁寧な対応に努めなければならない。

(直接的支援活動の内容)

第31条 支援員は、支援活動責任者の指導監督の下、支援要請者の要請により、次に掲げる直接支援活動を行うものとする。

(1) 日常生活の支援

被害後間もない支援対象者に対する身の回りの世話、買い物、支援対象者の希望先への連絡等

(2) 医療機関等への手配、付添い等

医療機関等での診察、治療等が必要であると認められる支援対象者に対する医療機関等

への連絡、手配及び付添い

(3) 警察、検察庁等への付添い

被害届、告訴状等を提出する場合、事情聴取を受ける場合等における付添い。ただし、警察、検察庁等から特に認められた場合に限る。

(4) 裁判所への付添い

支援対象者が証人として出廷する場合、又は公判を傍聴する場合における付添い

(5) その他支援要請者が要請する場所への付添い

第2号から第4号までの直接的支援活動のほか、支援活動責任者の指示により行うその他の公務所又は支援要請者等の希望する場所への付添い

(6) 情報の提供等

支援対象者に対する次の情報の提供

ア 警察の被害者等支援の概要、検察庁の被害者等通知制度、刑事手続等に関すること。

イ 被害者等支援に関係する機関、団体、弁護士会、自助グループ等に関すること。

ウ 犯罪被害給付制度に関すること。

(7) 物品の供与又は貸与

支援対象者に対する防犯ブザー、その他必要に応じた物品の供与又は貸与。ただし、物品の供与又は貸与を行うに当たっては、その必要性を検討の上、支援活動責任者の承認を得て行うものとする。この場合において、物品供与・貸与簿（第10号様式）に必要事項を記載するものとする。

(8) その他総括責任者が必要と認める支援

第5章 犯罪被害者等給付金申請補助活動

(定義)

第32条 犯罪被害者等給付金申請補助活動（以下「申請補助活動」という。）とは、犯罪被害者等給付金の支給を受けるために行う裁定の申請をしようとする支援対象者の要請により、申請から給付までの手続の概要、申請に必要な書類についての説明を行い、補助する活動及びこれに付随する活動をいう。

(申請補助活動の対象)

第33条 申請補助活動の対象者（以下「申請補助対象者」という。）は、山梨県内に居住する

法第22条第1項に定める犯罪被害者等とする。

(犯罪被害者等給付金申請補助員)

第34条 申請補助活動を行う者を犯罪被害者等給付金申請補助員（以下「申請補助員」という。）とする。

2 申請補助員は、本法人の役員又は支援員であつて、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ない者

(申請補助活動要領)

第35条 支援員は、申請補助対象者からの要請を受理したときは、給付金申請補助要請受理票（第11号様式）を作成し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受理した支援活動責任者は、申請補助活動を行う場合には、申請補助員を指名するものとする。

3 申請補助活動は、原則として本法人が所在する施設内の面接相談室において実施する。ただし、当該相談室において実施することが適当でない場合は、支援活動責任者の指示により面接場所を変更することができる。この場合、原則として複数で対応するものとする。

4 前項により、申請補助活動の場所の使用料等必要な経費が生じたときは、本法人が負担するものとする。

5 申請補助員は、申請補助活動を行ったときは、給付金申請補助要請処理票（第12号様式）に記録し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告しなければならない。

6 申請補助活動を行う日時は、第17条の規定を準用する。

7 申請補助員は、申請補助活動に当たっては、親切かつ丁寧な対応に努めなければならない。

第6章 自助グループへの支援活動

(定義)

第36条 自助グループへの支援活動とは、犯罪被害者やその遺族が集うグループの健全な運営に資するため、直接支援員が当該自助グループに対する助言、会合場所及び役務の提供等を行う活動をいう。

(支援グループの日時・場所)

第37条 自助グループへの支援活動は、当該自助グループの希望に配慮するとともに、その自主性を尊重し、適切な日時・場所及び方法で行う。

(支援活動実施要領)

第38条 支援活動員は、自助グループへの支援活動の要請を受けた場合は、自助グループ支援要請受理票（第13号様式）を作成し、支援活動責任者を通じ、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受理した総括責任者は、速やかに支援の可否を決定しなければならない。
- 3 前項により支援活動を行う場合、支援活動責任者は直接支援員を指名するものとする。
- 4 支援活動責任者は、施設以外の場所で直接支援員が支援活動に当たる場合は、2人以上の複数（原則として1人は犯罪被害相談員とする。）で行わせ、安全の確保に配慮するものとする。
- 5 自助グループを運営するに当たり必要な経費は、本法人が負担する。
- 6 支援活動を実施した直接支援員は、自助グループ支援要請処理票（第14号様式）に必要事項を記載し、支援活動責任者を通じ、総括責任者に報告するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第39条 本規程に定めのない事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第40条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を得た上で、あらかじめ山梨県公安委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、法第23条に基づき山梨県公安委員会の指定を受けた日から施行し、従前の支援活動に関する規程は当該日前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。